

第1 [設問1]

1. 甲は自らを暴か団員と偽りてBから600万円を得た。

このとき、詐欺(刑法[以下省略]246条1項)と恐喝(249条1項)の

どちらも成立が考えられる。しかしBは専ら畏怖の念にのみよって甲に

600万円を交付した。このことから、甲には~~詐欺~~恐喝罪の成立のみ考えられる。

2. 甲はBに自らを暴か団員と告げ若い者を呼ぶと云って、暗に

Bとその家族に対する害悪を告知した。その結果、Bは危害を加えられるとの

畏怖に陥り、^甲甲に600万円を送金した。甲名義の口座にであり、事実上この

600万円は甲に占有が移転したといえる。

3. 本件恐喝の被害(害)は100万円のみにすることも考えられる(㊦)。

なぜなら、600万円のうち500万円はBがAに対して負う債務であり、甲は

Aから正式に頼まれこれを取り立てたからである。つまり、Bに生じた実質

的財産損害は100万円にとどまるというのである。しかし、恐喝罪は

個別財産に着目する上、脅迫手段を用いることは社会通念上決して

正当化されるべきでない。そのため、債務の取立て~~は~~恐喝罪~~は~~は

成立する~~は~~から、本件被害額は600万円全体である(㊦)。

4. 以上より、甲には被害額が600万円となる恐喝罪が成立する。

[これをすべて甲は認識・認容しており、またBの支配を排除して

Bではなく自らのために利用する意図であった。]

第

問

22/11/2020

第2 [設問2]
1. 甲は、199条の殺人罪につき、Aに睡眠薬を飲ませている土に
(実行行為)、Aの死の結果を生じせしめている。

2. しかし、甲には殺人既遂罪が成立しないとすると、以下のような説明が考えられる。

説明が考えられる。

(1) Aが死亡した原因は、Aも甲も認識していなかった、そして一般人も認識できない特殊な心臓疾患であった。このような事実については因果関係を検討する上で排除される。そのため、甲の実行行為とAの死亡の間には因果関係がないから、甲には殺人既遂罪が成立しない。

(2) 甲がAに摂取させた睡眠薬は一般的な医薬品であった。
このような事実のもとでは、そもそも甲の摂取させる行為が実行の着手にあたりない。というのも、本件は、睡眠薬を飲ませたあと、有毒ガスによりAを殺害する計画だったのが、睡眠薬を飲ませたことでAが死亡した

事例である。犯行計画を前提としたとき、第1行為を開始した時点で、客観的な結果発生の危険がなければ、実行の着手とは認められない。

しかし、一般的な医薬品を摂取させる行為に死亡結果発生危険は存在しない。だから甲には殺人の実行の着手がなかったと認められず成立しない。

(3) 甲は本件で混入した量の睡眠薬を摂取してもAが死亡することはないと考えていた。このことは甲の行為とAの死亡の間における因果関係の重大な錯誤である。そのため、故意がないから、甲には殺人既遂罪が成立しない。

田中閣内
政務に
二月八日
一月八日
一月八日
一月八日
一月八日

第 問

第3 [設問3]

1. 甲はAに依頼を受けて取り立てた500万円をD銀行から払い戻した。

その上でこれをCに渡した[行為に及る]と自らのために取り立てた600万円

(1) 甲は本件600万円が恐喝罪にあたる行為により得られた金銭

であると秘して受け取ったから、詐欺罪の成立が考えられる。

ア. 甲の払い戻しを受ける行為が欺罔行為にあたるかは、これが
実質的財産損害に向けてD銀行の係員Fを錯誤に陥らせたかにより
判断される。

イ. 犯罪被害金の払い戻しをしないことは犯罪抑止のための刑法上保護に
値する。D銀行が犯罪被害金の払い戻し禁止に関心を示しているかは明確で
ないが、通常そのような払い戻しはしない。本件でも500万円が恐喝に
よって得られたと知っていたら払い戻しなかつたと考えられる。これらのことから、

甲が本件600万円が犯罪被害金と黙っていたことは、交付の判断を基
礎となる重要な事項が対象であった。それゆえ、実質的財産損害を
生じさせる危険性があつたとして、欺罔行為といえる。

ウ. 甲は上述の欺罔行為によりFを600万円が犯罪被害金でないとの
錯誤に陥らせ、それに基づき600万円の払い戻しを受けた。

エ. 以上より甲には詐欺罪が成立する。

(2) 甲はAからBへの取り立ての代理を委託され、その信任関係の
もと500万円を自らの口座にて及び払い戻しを受けて占有していた。しかし
これをCへの債務返済にあて、本人たるAにしゃべらない方法でこれを
返済した。以上のことから、甲には252条1項の横領罪が成立
する。

2. 甲はAへの500万円返還を免れるべくAに睡眠薬を投与し、死に至らしめた【行為1について】

(1) 甲には2項強盗殺人罪(240条後段)が成立するか。

ア. 強盗罪は暴行または脅迫が必要ではない。

イ. 本件において甲は何らAを脅迫していない。また、暴行とは、有形力の行使を指すところ、甲がしたのは【Aに対して】ワインを飲むよう仕向けたことにすぎない。

ウ. よって、暴行も脅迫もないから甲には強盗罪が成立せず、そのため2項強盗殺人罪も成立しない。

(2) 甲には殺人罪が成立するか。

ア. 第2-2-(2)を述べたように、本件は早すぎた構成要件的実現の場合にあてはまる。第1行為と第2行為が密接かつ第1行為を開始した時点で客観的な結果発生^{の危険}の危険があれば、第1行為において客観的に犯行計画上の実行行為^{の着手}が認められる。このとき第1行為の認識・認容のみでその犯罪の故意が認められる。

イ. 本件において、犯行計画上、甲はAを睡眠薬で眠らせ(第1行為)、そのあと有毒ガスが発生させてAを殺す(第2行為)つもりであった。単にガスを発生させるだけではAが逃げるので眠らせることの必要性は高い。そして、~~同じ部屋で眠らせてしまえば~~ ^{Aを} ~~ガス発生まで特段の~~ ^{必要はない} ~~障害は存在しない。~~ ^{必要はない} ~~また、同じ部屋で眠らせて直後にガスを発生させる~~ ^{Aを} ~~時間的・場所的~~ ^{時間的・場所的} ~~近接性が認められる。~~ ^{近接性が認められる。} ~~これらのことから、第1~~ ^{行為と第2行為が密接かつ第1行為を開始した時点で客観的な} ~~結果発生~~ ^{結果発生} ~~の危険があつた。~~ ^{の危険があつた。} ~~ゆえに本件では甲がAに睡眠薬を投与~~

第
問

したときからA殺害の実行の着手が認められる。また、甲はこの殺害を認識・認容していたから、殺人の故意もあった。

ウ。なお、本件では第2-2-(1)で挙げた事情がある。しかし、結局甲の睡眠薬投与がAの死という結果の危険を現実化したことに変わりはない。そのため、因果関係は否定されない。

エ。また、第2-2-(3)の事実もある。確かに甲には因果関係の錯誤があった。しかし

イ。第2-2-(3)の事実はあるが、甲は睡眠薬をAに飲ませた時点でA死の結果を實現するつもりがあったから「後から」現実と認識・予見していた状況のどちらでも殺人の構成要件~~も~~の範囲内である。つまり法的因果関係の範囲内だから故意は阻却されない。オ。以上より、甲には殺人罪が成立する。

3 (3) 甲は自らが~~殺害~~Aが~~占有~~占有していた時計を自らの占有下に移転させ立ち去った。〔ねむらせた〕

これにより235条の窃盗罪が成立する。

〔たとえAが眠っていても、そもそも眠らせたのは甲だし、時計がA宅内にあったことからAの時計に対する支配は継続していた〕
3. 以上より甲には詐欺罪・横領罪・殺人罪・窃盗罪が成立する。これらはすべて併合罪となる(85条)。

○設問2のバウンス、非常に良かった。

○大まか配点が見込める設問3のA殺害について三段論法がしっかりめ、おもしろい(事実→評価)で書けると、非常に良かった。

17: 46 ~ 18: 10

良一入試12!

[設問1] 第1

1. 詐欺か 恐嚇か
2. 恐嚇
3. 被害額

脅迫・畏怖・財物交付・移転 ①②③

- (1) 債権を取立て 実物換えて戻す ②
- (2) とも恐嚇は個別財産に脅迫 + 脅迫手段を否認するにないし ①

[設問2] 第2

1. 199条お 甲の行為 (drug) と A の死はある

2. じゃあなぜ成立しないの

故意はない 早すぎるので = 実行の着手 →
因果関係 ありけど認識がなかった手裏は 立派に立派に
錯誤 → 死にいたった

全部ほう手裏は同じ (3つある)

- ① 心臓病とらん 証し
- ② 薬は安全
- ③ A が死ぬことは 証しとらん

2
手裏ごとに
どうして

4. ~

[設問3] 第3

1. 横領 500円 + 詐欺

2. 2項強盗(殺人) → 暴行がないとするのが 棄!

3. 殺人 → 実行の着手 故意は 別
元々の現業に

4. 窃盗

5. 1は ひとつ、せめては 45条

サイン、保つて
スリサレ、細か
横領(2次)
強盗(1次)